

2011年（平成23年）8月10日

関西電力株式会社

代表取締役社長 八木 誠 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕弁護士法人寛法律事務所

弁護士 宮本 由季

TEL：078-917-5585

FAX：078-917-6031



質 問 書

当法人は、2011年5月11日付「申入書」により、貴社に対し、電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定を消費者契約法9条2号に適合するように改定されること、すなわち、早収期間経過後74日目までの早収料金と遅収料金との差額について、早収料金に対する年利14.6パーセント以内に改定されることを求めました。

これに対し、貴社から、平成23年6月3日付「申入書（平成23年5月11日付）に対する回答」（以下、「回答書」という。）を拝受しました。

さっそくご検討、ご回答くださり、ありがとうございました。

さて、「回答書」においては、「約款の改定を行う必要はないと考えております」と結論されております。しかし、その理由付けについて疑問がございますので、下記のとおり、質問をいたします。ご教示くださいますようお願い申し上げます。

ご回答は、本書面到達後1ヶ月以内に文書にていただきますよう、お願いいたします。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

質問事項1

回答書1(1)で、貴社は、「早遅収料金制度は、早期に電気料金をお支払いいただいたお客さまとそうでないお客さまとの間に料金の差を設けることにより、お客

さま間の公平を図るとともに、電気料金の早期支払いをお願いし、電気事業の安定的遂行にご協力いただくことを目的として設けられたものです」と述べておられます。

しかし、早収料金・遅収料金制度は、早収期間（メーター検針日の翌日から20日目まで）に電気料金を支払った顧客も、遅収期間（メーター検針日の翌日から21日目～50日目の間）に電気料金を支払った顧客も、支払期限（メーター検針日の翌日から50日目）までに電気料金を支払った点では同じなのに、後者の場合には3%の遅収加算額を割増しされる制度です。

この制度が、なぜ顧客間の「公平」といえるのか、ご教示ください。

質問事項 2

質問事項 1 に関連して、電気料金の支払い時期が異なる顧客の間の公平を図り、料金の早期支払いを促進する目的を実現するためには、早収料金・遅収料金制度とは異なる日割計算制度を採用した方が適切ではないでしょうか。

たとえば、現在、東京電力や大阪ガスが採用している年利10%の延滞利息制度（メーター検針日の翌日から30日目を支払期限とし、それ以後は、遅滞日数に応じて一日あたり0.0274%の延滞利息を加算していく制度）を採った方が、遅滞日数に応じて延滞利息が計算される点から顧客間の加算額について「公平」であり、かつ、1日ごとに延滞利息が増加するため顧客にとって1日でも早く電気料金を支払おうとする動機付けとなると考えます。

貴社が、現在もなお、早収料金・遅収料金制度を維持される理由をご教示ください。

質問事項 3

回答書 1 (2) で、貴社は、「お客さまは、支払期限内で、早収料金・遅収料金のいずれかを選び、お支払いいただくことが出来ます。なお、早収料金・遅収料金とともに、弊社が国の認可を受け、届出を行っている、正規の料金です」と述べておられます。

貴社の電気料金は、電気事業法19条 2 項 1 号に定める原価主義（料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること）に基づいて、経済産業大臣の認可を受けておられます。

- (1) 現在、原価主義によって算出された電気料金の料金率は、早収料金、遅収料金のどちらですか。
- (2) 昭和20年代、貴社の設立当時は、原価主義によって算出された電気料金の料金率は、早収料金、遅収料金のどちらでしたか。
- (3) 上記 (1) の回答と (2) の回答が異なっている場合、その変更がなされた年はいつのことでしょうか。

質問事項 4

原価主義と遅収料金の関係、すなわち、現在の遅収料金は、原価主義において、どのような根拠や原価から算出されているのかについて、ご教示ください。

質問事項 5

回答書 1 (2) で、貴社は、「お客さまは、支払期限内で、早収料金・遅収料金のいずれかを選び、お支払いいただくことが出来ます。なお、早収料金・遅収料金ともに、弊社が国の認可を受け、届出を行っている、正規の料金です」と述べておられます。貴社は、顧客が 2 つの料金のうち 1 つを選んでいるのであって問題はないと主張しておられる、と受け止めました。

- (1) 貴社は、顧客が電気供給契約を申し込むときに、顧客に「早収料金を支払う」または「遅収料金を支払う」と選択させておられますか。
- (2) 貴社は顧客との契約を、「早収料金払契約」と「遅収料金払契約」と区別して締結しておられますか。

質問事項 6

貴社は、上記質問事項 5 で引用したとおり述べておられますが、実際は、遅収料金が適用された顧客に対して、翌月のメーター検針伝票等に「遅収加算額」と表示して、早収料金と遅収料金の差額を請求しています。

また、貴社は、ホームページの「個人のお客様」「電気料金のご案内」「電気料金の仕組み」の画面において、「料金の支払いが遅れた場合は？」という項目を立てて、早収期間が過ぎた場合は 3 % を加算した遅収料金を適用する旨を説明しておられます。

これらの貴社の表示を見て、顧客は、自己が契約申込時に選んだ結果ではなく、早収期限に支払いが遅れた結果として 3 % が加算される、すなわち、遅延損害金または違約金の性質を持つ金銭が加算されると認識していると考えます。また、これが早収料金・遅収料金制度の実態だと考えます。

それでもなお、貴社が、「遅収加算額」は、遅延損害金または違約金でないとおっしゃる理由について、ご教示ください。

質問事項 7

当法人が申入書において、早収期限が事実上の支払期日であると指摘したことに對して、貴社は、回答書 2 (1) において、「早収期限日」は支払期日ではなく、「支払期限日」(メーター検針の翌日から 50 日目) が支払期日であると、述べられています。

仮に、この回答を前提とした場合は、早収期限を経過していても、支払期限日まで(メーター検針の翌日から 21 日～50 日目)に電気料金を支払った顧客は、電気料金の支払いに関して、何の債務不履行もしておりません。しかし、この顧客は早収

料金から3%加算された遅収料金を適用され、翌月、遅収加算額を徴収されることとなります。

民商法の原則では、期限までに債務を弁済した顧客は損害賠償義務を負わないはずですが、その原則を消費者である顧客に不利に変更して、期限までに債務を弁済したのに実質的に損害賠償義務を負わせて3%を加算する条項を設けると、それは消費者契約法10条に違反する不当条項となる可能性が高いと考えます。

貴社のご見解をご教示ください。

質問事項 8

貴社と契約している個人顧客のうち、早収料金が適用されている顧客の割合、遅収料金が適用されている顧客の割合はどの程度ですか。

それぞれ、平成2年度、平成12年度、平成22年度の数字をご教示ください。

質問事項 9

貴社と契約している個人顧客のうち、現金集金、振込、銀行口座振替、クレジットカードによる立替により支払っている顧客の割合はそれぞれどの程度ですか。

それぞれ、平成2年度、平成12年度、平成22年度の数字をご教示ください。

質問事項 10

当法人は、貴社の早収料金・遅収料金制度について、遅収加算額が高すぎる等の消費者からの苦情を、複数、把握しております。

貴社のお客さま本部及び支店の窓口には、早収料金・遅収料金制度に対する顧客からの苦情が何件寄せられているか、過去10年間の件数を年度ごとにご教示ください。